

消防における電波の利用状況について

平成29年11月16日
消 防 庁

消防体制の概要

消防組織法(昭和22年法律第226号)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

通常の花災・事故・災害の場合

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
(消防組織法第6条)

市町村は、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署又は消防団の全部又は一部を設けなければならない。(同法第8条)

全国の消防本部数	732本部
全国の消防職員数	16.3万人
全国の消防団員数	85.6万人

(消防本部数は平成29年4月1日現在、
それ以外は平成28年4月1日現在)

消防業務は原則として各市町村が実施

大規模な火災・事故・災害の場合は...

都道府県内の相互応援協定による応援 (同法第39条)

さらに大規模な火災・事故・災害の場合は...

消防庁長官の出動指示、求めによる緊急消防援助隊の全国規模の応援
(同法第44条)

緊急消防援助隊の活動調整等のため必要と認められる場合は
消防庁職員も現地で活動

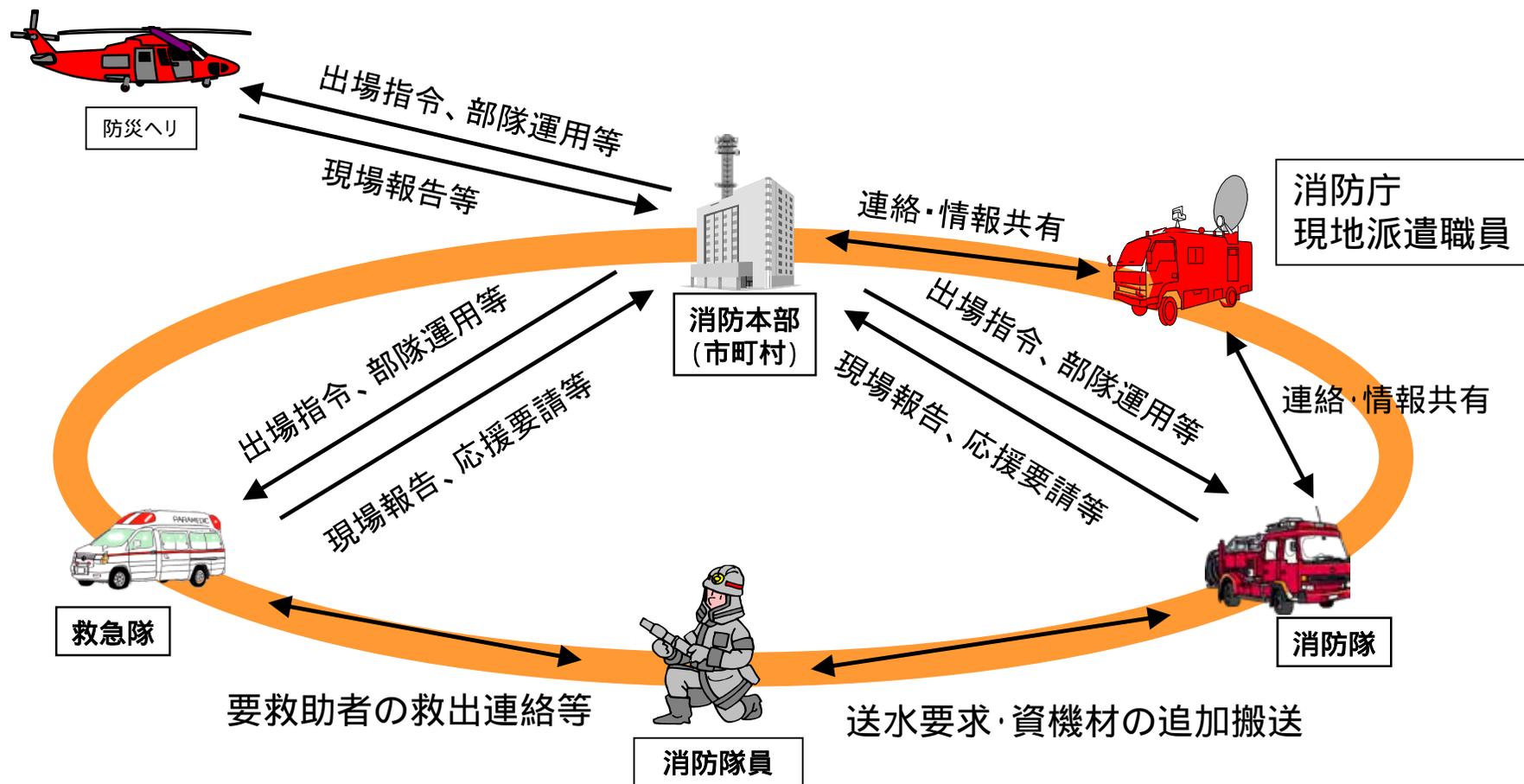


ヒアリング事項への回答

2. 無線局の具体的な使用用途について

各市町村の消防本部では、部隊の出場指令をはじめ、消防業務遂行に必要な連絡を行うための消防救急無線網を整備・運用している。

大規模災害の発生時には、応援消防本部や消防庁から派遣された職員による使用が想定されている。



1. 割当状況の開示(見える化)について、開示の可否やその範囲

消防救急無線のデジタル化以前には、消防救急無線の傍受が度々試みられた。

(消防における無線通信には、搬送患者の個人情報等が含まれる。)

これまでに実例はないものの、テロ活動等に伴う無線妨害行為が危惧される。

使用周波数の開示については、こうしたリスクを踏まえ、消防救急活動に支障が生じるおそれがないようにご検討いただきたい。

3. 次期大規模更新のタイミングについて

平成27年度末までに全国の消防本部で消防救急無線のデジタル化整備が行われたところ。

概ね10～15年程度で設備の更新が行われるのが一般的であるが、各地方公共団体の実情を踏まえ、それぞれの判断により行われる。

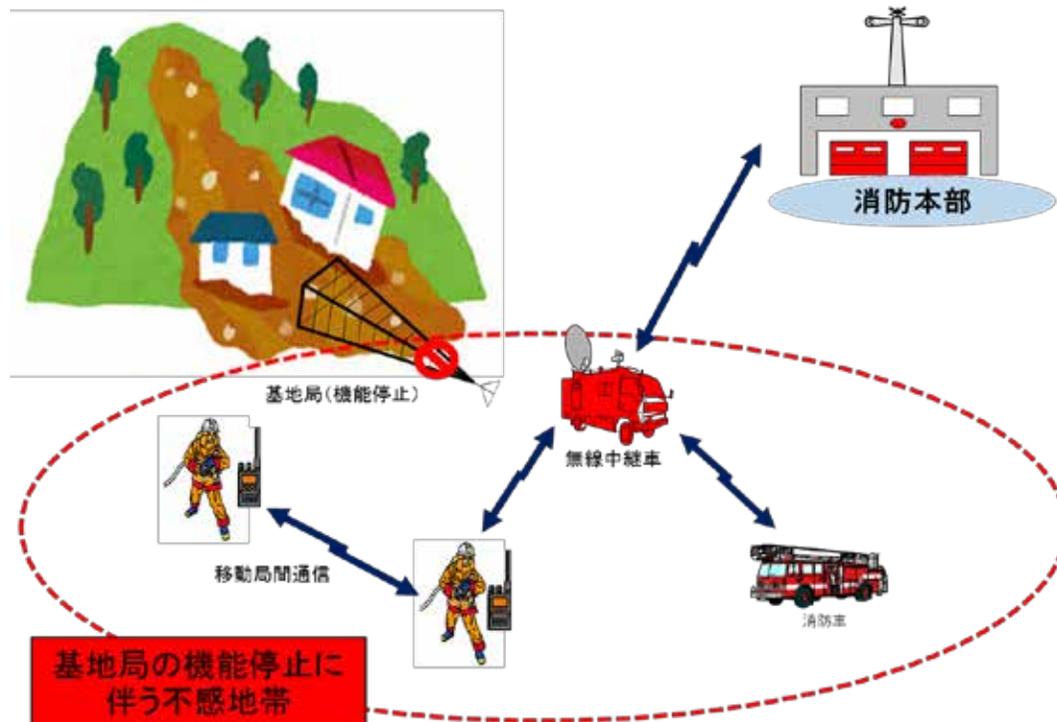
ヒアリング事項への回答

4. 他の電気通信手段への代替可能性について

7. 民間事業者が提供する商用網(商業用の業務用無線、携帯事業者の公衆網)の導入可能性について

消防救急無線については、以下の観点から、民間事業者等が提供する他の通信手段で代替することは困難ではないかと考えられる。

- ・商用通信網等では、大規模災害の発生時の安否確認等の通信需要増大に伴う輻輳が発生し、確実な通信利用が担保されないおそれがある。
- ・災害により基地局が被災して使用できなくなった場合や、基地局のカバーエリア外での活動が必要となった場合には、臨時の通信回線の構築を迅速に行う必要がある。(特に、発災直後は二次災害のおそれがあるため、通信事業者の作業員が現場に立ち入ることは困難。)



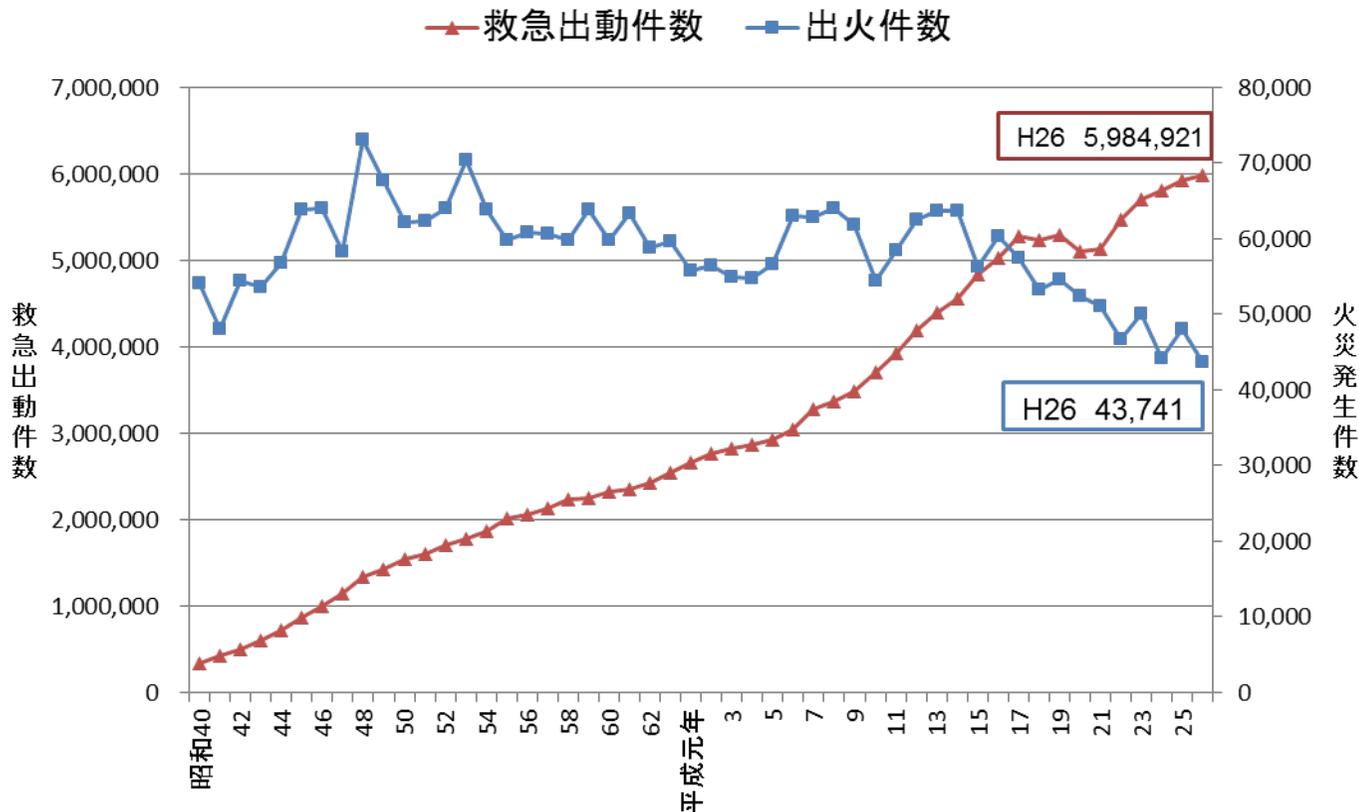
ヒアリング事項への回答

5. 平時における共用の可能性(有事の際は最優先で貴省が専用利用するなどのルール設定)について

火災や救急に関する事案は日常的に発生しており、いつ発生するかわからないため、平時と有事の明確な切り分けが困難。

消防の無線通信は、消火活動や救急活動の主な用途のほか、鎮火直後の火災現場や河川の水位が上昇した際の警戒監視、訓練等において使用。

こうした消防の活動時には、国民の生命、身体、財産を保護するため消防が最優先で利用できることが必要であり、その前提で共用が可能かどうか、具体のニーズも踏まえつつご検討いただきたい。



6. 共同利用型の自家用網の導入可能性について

消防、警察等の各機関はそれぞれの任務に応じた活動を行っており、その任務に応じた通信を行っているため、その通信内容は異なっている。

共同利用型の自家用網を新たに整備しても、それぞれの活動で使用する周波数の割り当てが従前どおり必要となることが想定される。

なお、消防は市町村が担う一方、例えば、自衛隊は国、警察は都道府県が担っており、それぞれ主体が異なることに留意が必要。

8. その他現行の電波割当制度や電波利用料体系に関する御意見について

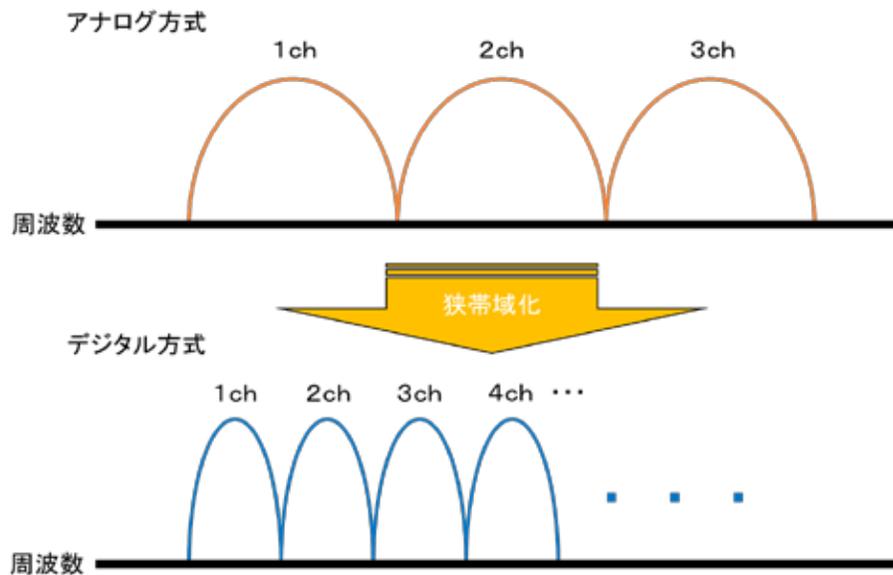
近年、地震、台風、集中豪雨、火山噴火等多様な災害が多発するとともに、台風や局地的大雨等による風水害災害が激化している。

救急出動件数も年々増加傾向にある中、消防活動における的確な情報共有・連絡体制の構築は極めて重要である。

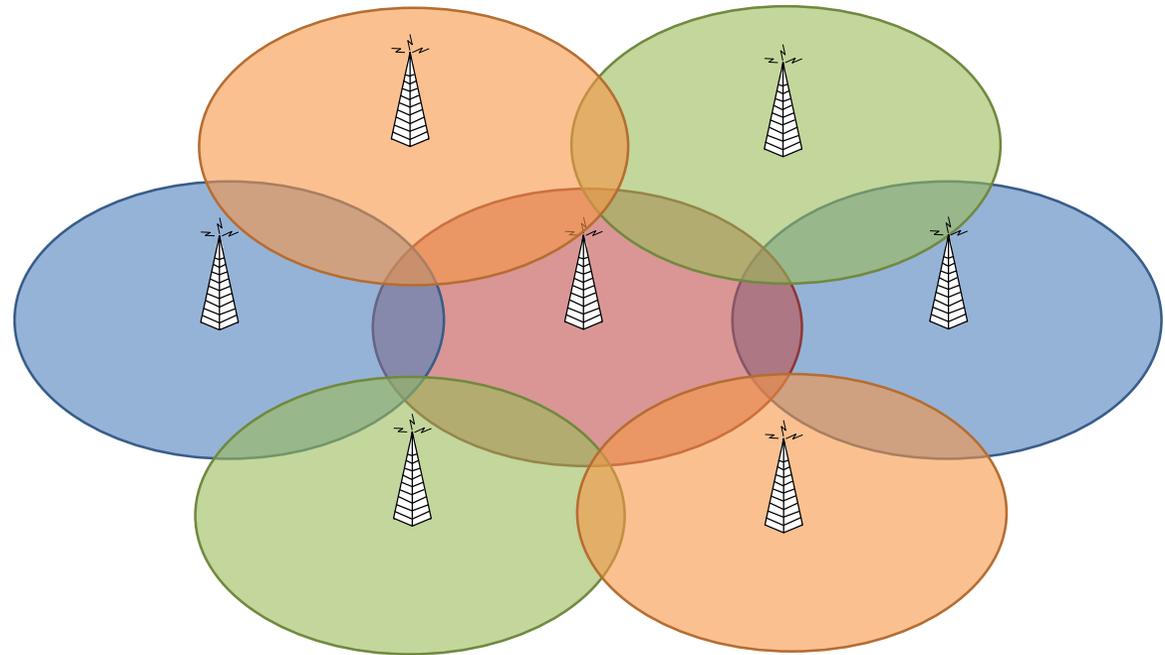
こうした状況において、消防救急無線は、国民の生命、身体、財産を保護するための消防活動の基盤となることから、現行の機能を強化する方向での検討をお願いしたい。

(参考) 周波数の有効利用に関する取組

消防救急無線をアナログ方式からデジタル方式に切り替える際、占有周波数の狭帯域化を実施。各消防本部の消防救急無線で使用する周波数は、同一の周波数の繰り返し利用を行っている。



占有周波数の狭帯域化



周波数の繰り返し利用のイメージ